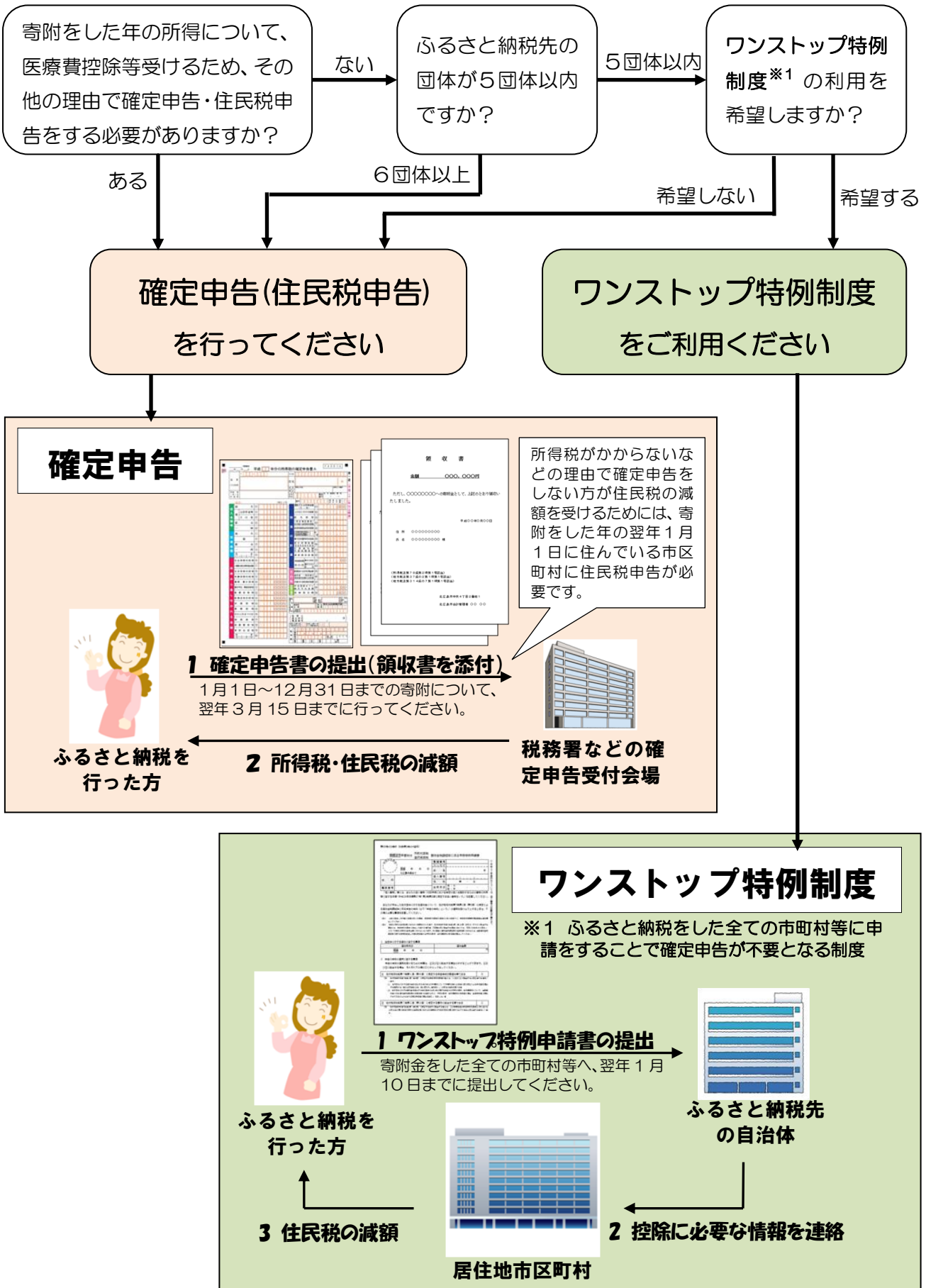


寄附金控除について

① 税金からの控除を受けるためには



ワンストップ特例申請書につきましては、寄附金納付後に送付いたします。同封されるリーフレットの内容を十分に確認のうえご利用をしてください。

② 税金から控除される額

市区町村や都道府県に対する寄附金は「特定寄附金」と呼ばれ、所得税や住民税を計算するときに、寄附金控除が適用され、税が軽減されます。

■所得税の控除

$$\left(\begin{array}{l} \text{特定寄附金の額} \\ \text{※総所得金額等の} \\ \text{40\%が限度} \end{array} - 2,000 \text{円} \right) \times \begin{array}{l} \text{所得税率} \\ \times 1.021 \end{array} \dots \text{①}$$

■住民税の控除

基本控除

$$\left(\begin{array}{l} \text{特定寄附金の額} \\ \text{※総所得金額等の} \\ \text{30\%が限度} \end{array} - 2,000 \text{円} \right) \times 10\% \dots \text{②}$$

特別控除（住民税所得割の2割が限度）

$$\begin{array}{l} \text{特定寄附金の額} \\ - 2,000 \text{円} \\ - \text{①と②の} \\ \text{合計額} \end{array} \dots \text{③}$$

$$\text{税金から控除される額の合計} = \text{①} + \text{②} + \text{③}$$